

食中毒多発注意報の発令について

「食中毒注意報、警報要領」に基づき、食中毒多発注意報を発令しました。
つきましては、食中毒予防対策の徹底が図られるよう県民に対する広報についてお願いします。

発令期間：平成26年7月29日(火)～8月11日(月)【2週間】

記

<食中毒多発注意報>

- ・今回の発令は、食中毒が15日以内に2件続けて発生したため発令するものです。
- ・本年の県内の食中毒は9件で、特に腸管出血性大腸菌およびノロウイルスに引き続き注意が必要な状況となっています。（腸管出血性大腸菌2件、ノロウイルス4件）
- ・気温の上昇とともに細菌による食中毒が多くなります。食中毒の発生を防止するために、食中毒予防の3原則の徹底を心がけてください。
- ・焼肉やバーベキューなどを行う場合には、生肉、生焼けを避け、お肉を十分加熱してから食べるようにしましょう。その際、トングを使用するなど、食べる箸と焼く箸の区別をするようにしましょう。
- ・また、ノロウイルスによる食中毒は、冬季が中心ですが、年間を通じて発生することがあります。（食中毒予防の3原則については別紙1、ノロウイルスについては別紙2を参照）

<発令に伴う対応>

- ① 県庁関係部局、市町、（公社）福井県食品衛生協会等関係団体および報道機関等への連絡
- ② 健康福祉センターおよび市町庁舎での発令した旨を示す懸垂幕の掲出
- ③ 食品関係営業者、学校・社会福祉施設等給食施設、関係団体および県民への注意喚起
- ④ 食品関係営業者は、発令された旨を従業員その他関係者に対し周知するとともに、食中毒防止に必要な対策を講じる

<参 考> 本県における食中毒発生状況（平成26年7月29日（火）現在）

	平成26年	平成25年 同期状況	平成25年 (1月1日～12月31日)
事件数	9件	7件	11件
患者数	47名	45名	81名